

## 「当社発電設備に係る点検結果に関する報告書」の提出について

平成 19 年 3 月 30 日  
東京電力株式会社

当社は、平成 18 年 11 月 30 日に経済産業省原子力安全・保安院から受領した指示文書\*<sup>1</sup>に基づき、リスク管理委員会（委員長：社長 勝俣恒久）の下に社外の弁護士を加えた対策部会を立ち上げ、水力、火力、原子力の各発電設備に対し、データ改ざん、必要な手続きの不備その他同様な問題がないか点検を行ってまいりました。

この点検では、記録類の調査にとどまらず、点検期間や範囲を限定せずに網羅的に聞き取り調査（対象：当社社員、OB 及び出向者、協力会社、メーカー社員）を実施いたしました。

さらに、改ざんまたは必要な手続きの不備と判断した事案については、事実関係の調査、原因の究明を行うとともに、再発防止対策について徹底的な検討をしてまいりました。

本日、これまでの調査結果\*<sup>2</sup>を総括的に取りまとめた報告書を作成し、経済産業省原子力安全・保安院に提出いたしましたので、お知らせいたします。

当社は、平成 14 年 8 月の原子力不祥事公表以降、信頼回復のため「しない風土」と「させない仕組み」のもとで、企業倫理や法令の遵守、安全・品質管理、情報公開による透明性の確保等に全力で取り組んでまいりました。

しかしながら、今回、当社発電設備においてデータ改ざんや手続き不備など不適切な取り扱いが確認されたことにつきまして、立地地域をはじめ広く社会の皆さま方に改めて深くお詫び申し上げます。

当社は、このたびの一連の問題に対する強い反省に立ち、これまでの意識面（しない風土）、仕組み面（させない仕組み）の対策をさらに拡充するとともに、「言い出す仕組み」を構築し、再発防止に万全を尽くしてまいります。

この「言い出す仕組み」では、業務上の課題や問題を自発的に言い出し、それを積極的に受け止める仕組みの構築を一層推進するため、第一線職場と本店業務主管部門とのコミュニケーションの充実、第一線職場支援のための法務・コンプライアンス機能の強化などの対策を推進してまいります。この仕組みを浸透させ、万一、今後不適切な事例が判明した場合には、速やかに調査・公表することといたします。

特に、原子力発電所の運営につきましては、立地地域の理解と信頼の確保が不可欠との原点に立ち戻り、今一度、安全を最優先する意識を徹底して、安全・品質の向上に努めてまいります。また、発電所の運転・運営状況に関しては、情報を立地地域に積極的にわかりやすい形で発信・説明するとともに、いただいたご意見に真摯に耳を傾け、業務運営に反映していく仕組みを一層強化してまいります。

当社は、立地地域の皆さまやお客さまからの信頼を得ることが、東京電力グループの事業活動の基盤であることを改めて肝に銘じ、再発防止対策の確実な実施に向けて取り組んでいく所存です。

以 上

#### ○別添資料

- ・当社発電設備に係る点検結果の概要
- ・当社水力発電設備、火力発電設備、原子力発電設備に対するデータ改ざん、必要な手続きの不備その他同様な問題に関する点検結果についての報告

\* 1 : 経済産業省原子力安全・保安院から受領した指示文書（平成 18 年 11 月 30 日）  
＜点検指示＞

「発電設備に係る点検について(平成 18・11・30 原院第 1 号 平成 18 年 11 月 30 日)」

水力発電設備、火力発電設備、原子力発電設備に対し、11 月 21 日に指示したものの以外のものについても、データ改ざん、必要な手続きの不備その他同様な問題がないか、点検を行うことを求めます。

\* 2 : これまでの調査結果

＜水力発電設備に関する調査＞

水力発電設備に関する調査については、「水力発電設備に係る調査について（平成 18・11・20 原院第 5 号 平成 18 年 11 月 21 日）」により、電気事業法に係る検査資料及び定期報告において、記載事項に係る改ざんの有無及び有の場合はその内容を調査するように指示を受け、平成 18 年 12 月 20 日に調査報告書を提出した。また、「電気事業法第 106 条第 3 項の規定に基づく報告徴収について（平成 18・12・20 原第 12 号 平成 18 年 12 月 21 日）」により、改ざんの事実関係、根本的な原因究明及び再発防止対策を報告するよう求められ、平成 19 年 1 月 24 日に報告した。今回の報告書には、平成 19 年 1 月 24 日に報告した事案を再掲した。

＜検査データの改ざんに係る報告徴収について＞

「検査データの改ざんに係る報告徴収について（平成 18・12・05 原第 1 号 平成 18 年 12 月 5 日）」に基づき、原子力発電設備では 3 発電所 13 ユニット 7 事案を、火力発電設備では 2 発電所 3 ユニット 2 事案を、法定検査のデータ改ざんとして平成 19 年 1 月 31 日に報告した。

これを受け、経済産業省から当社に対し、平成 19 年 2 月 1 日に追加の報告徴収「検査データの改ざんに係る追加の報告徴収について（平成 19・1・31 原第

21号 平成19年2月1日)」が発出され、それに基づき、原子力発電設備では1発電所1ユニット1事案を、火力発電設備では13発電所4ユニット6事案を、水力発電設備では1発電所2ダム1事案を追加的に報告するとともに、各々詳細な事実関係、原因の究明及び再発防止対策を検討し平成19年3月1日に報告した。今回の報告書には、平成19年3月1日に報告した事案を再掲した。